

〔平 14. 5. 24〕
〔総 27 - 8〕

地方税関係資料

（国・地方関係等）

目 次

・ 地方税制を取り巻く現状と課題	1
・ 「地方分権時代」にふさわしい地方税制の構築	2
・ 国・地方の財源配分（平成12年度）	3
・ 地方税収計、個人住民税、法人事業税、地方消費税及び固定資産税の 人口1人当たり税収額の指数（全国平均を100とした場合、平成12年度）	4
・ 地方分権一括法による課税自主権の尊重	5
・ わが国税制の現状と課題（抄）－21世紀に向けた国民の参加と選択－	6
・ 平成14年度の税制改正に関する答申（抜粋）	7
・ 構造改革と経済財政の中期展望（抜粋）	8
・ 地方財政の果たす役割	9
・ 地方財政計画の歳出の分析	10
・ 地方財政のウェートの国際比較	11
・ 地方税の主な非課税等特別措置による減収額（8,260億円）の内訳 （平成14年度ベース）	12

地方税制を取り巻く現状と課題

1. 地方の歳出規模と地方税収入の乖離

租税収入・・国 60.2% : 地方 39.8% $\rightleftharpoons$ 3 : 2

最終支出・・国 36.4% : 地方 63.6% $\rightleftharpoons$ 2 : 3

(※平成7年度から平成11年度までの5年平均)

(参考 : 歳入総額に占める地方税の割合も低下)

昭和54年度 32.5% $\longrightarrow$ 平成元年度 42.6% $\longrightarrow$ 平成11年度 33.7%

2. 地方税における応益性の空洞化

○個人住民税所得割(負担分任の性格)

就業者のうち5人に1人が非納税義務者

○法人事業税(行政サービスとの受益関係に着目)

約7割の法人が税負担なし

3. 都道府県税収は極めて不安定。市町村税収は安定しているものの基幹税目の固定資産税が初の減少。

○個人住民税(都道府県・市町村の基幹税目)

平成3年度 11.3兆円 $\rightarrow$ 平成11年度 9.1兆円

○法人2税(都道府県の基幹税目)

平成3年度 7.4兆円 $\rightarrow$ 平成11年度 4.5兆円

○固定資産税(市町村の基幹税目)

	11決算	12決算見込み	
全体	9.3兆円	9.0兆円	▲3.0%
うち東京都23区・商業地等分	4,420億円	4,150億円	▲6.1%

4. 地方税における税収の偏在

○東京都を100とした場合の税収(人口1人当たり税収、平成11年度)

	東京	大阪	茨城	岡山	沖縄	鳥取
地方消費税	100	86.8	71.3	71.3	52.7	77.5
個人住民税	100	65.9	53.7	48.8	31.1	43.3
法人2税	100	55.1	33.8	32.9	21.4	32.9

「地方分権時代」にふさわしい地方税制の構築

地方税の目指すべき方向は、① 応益、② 広く薄く、③ 安定。

地方税を取り巻く現状と課題

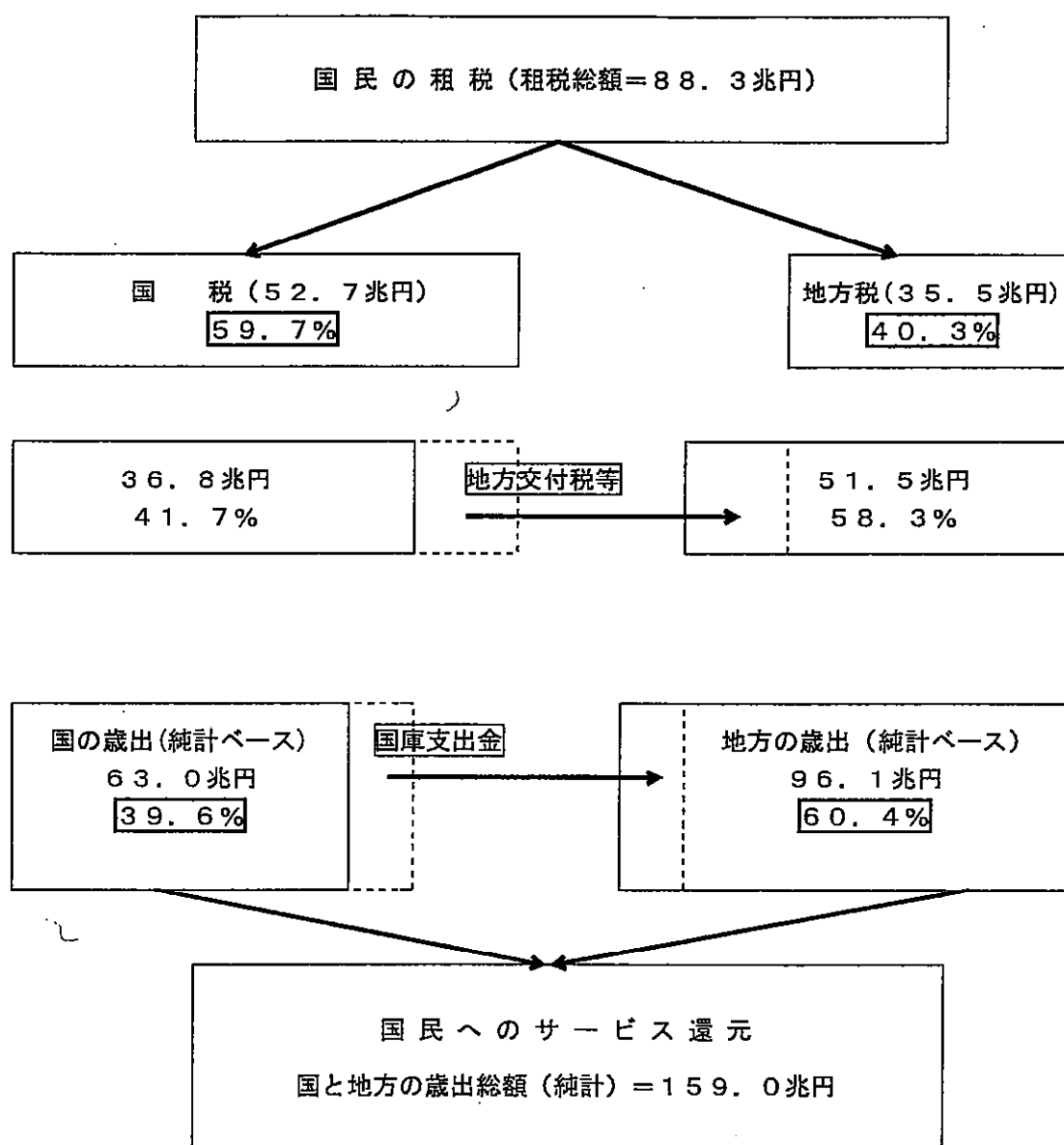
1. 地方の歳出規模と地方税収入の乖離。
2. 地方税における応益性の空洞化。
3. 都道府県税収は極めて不安定。市町村税収は安定しているものの基幹税目の固定資産税が初の減少。
4. 地方税における税収の偏在。

～課題に対する対応～

- (1) 国からの税源移譲等により、国税と地方税の比率を1対1にすることを指向。その場合には、税源の偏在が少ない個人住民税、地方消費税を拡充。
- (2) 個人住民税における諸控除の見直し・検討。法人事業税への外形標準課税の導入。
- (3) 固定資産税の安定的確保。

- (1) 住民による税の使途に対するチェック機能が向上。
- (2) 地方が自らの選択と財源で施策を実施することが可能となり、地域経済の活性化にも資するもの。

国・地方の財源配分（平成12年度）



地方歳出に占める地方税収入の割合

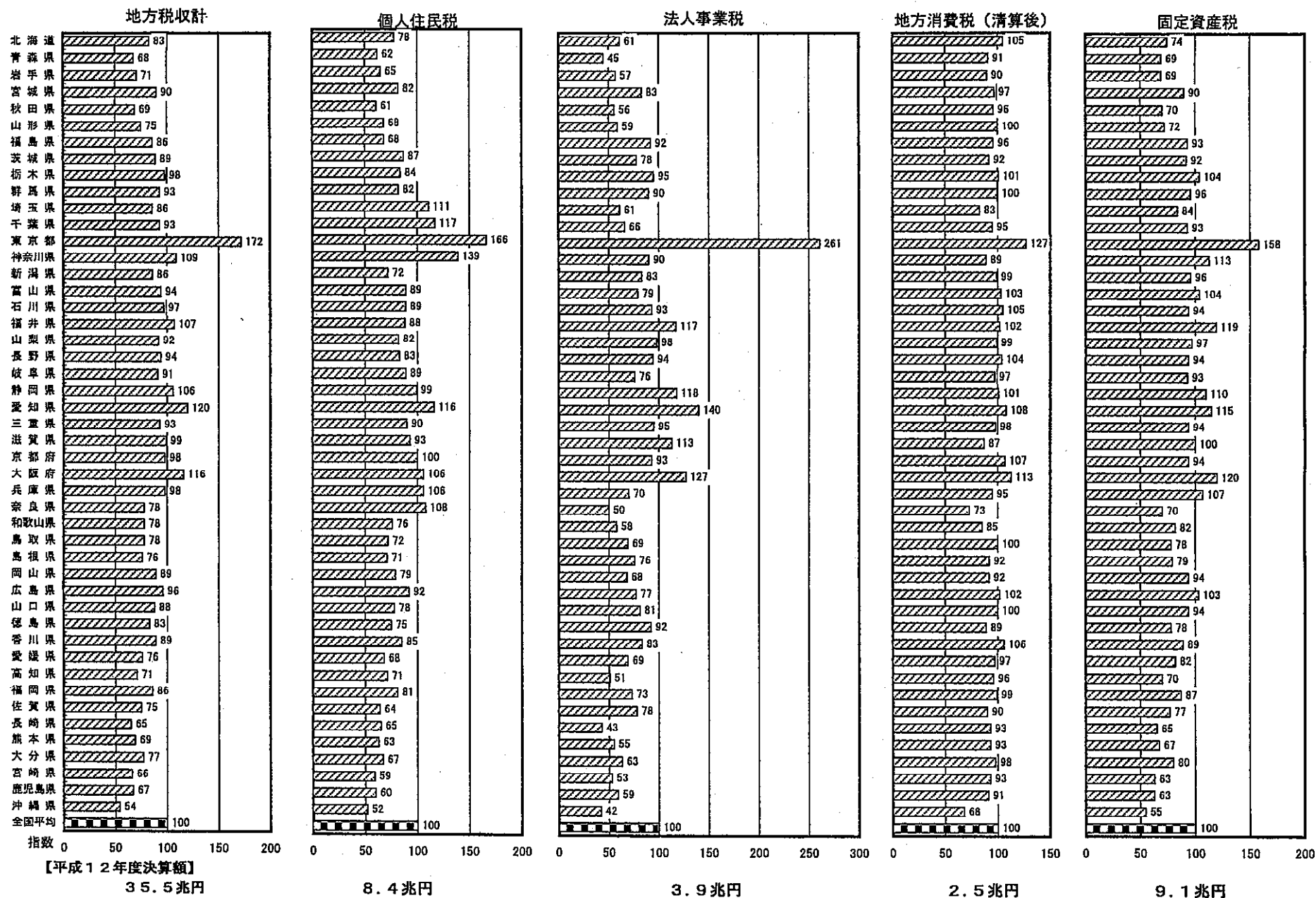
（平成12年度決算額）

（単位：億円）

地方税	地方譲与税 地方特例交付金 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
355,464 (36.4%)	233,106 (23.9%)	144,543 (14.8%)	111,161 (11.4%)	131,890 (13.5%)
← 地方歳出 97兆6,164億円 →				

（注）国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

地方税収計、個人住民税、法人事業税、地方消費税及び固定資産税の人口1人当たり税収額の指数(全国平均を100とした場合、平成12年度)



(注1) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税及び個人市町村民税の合計額である。

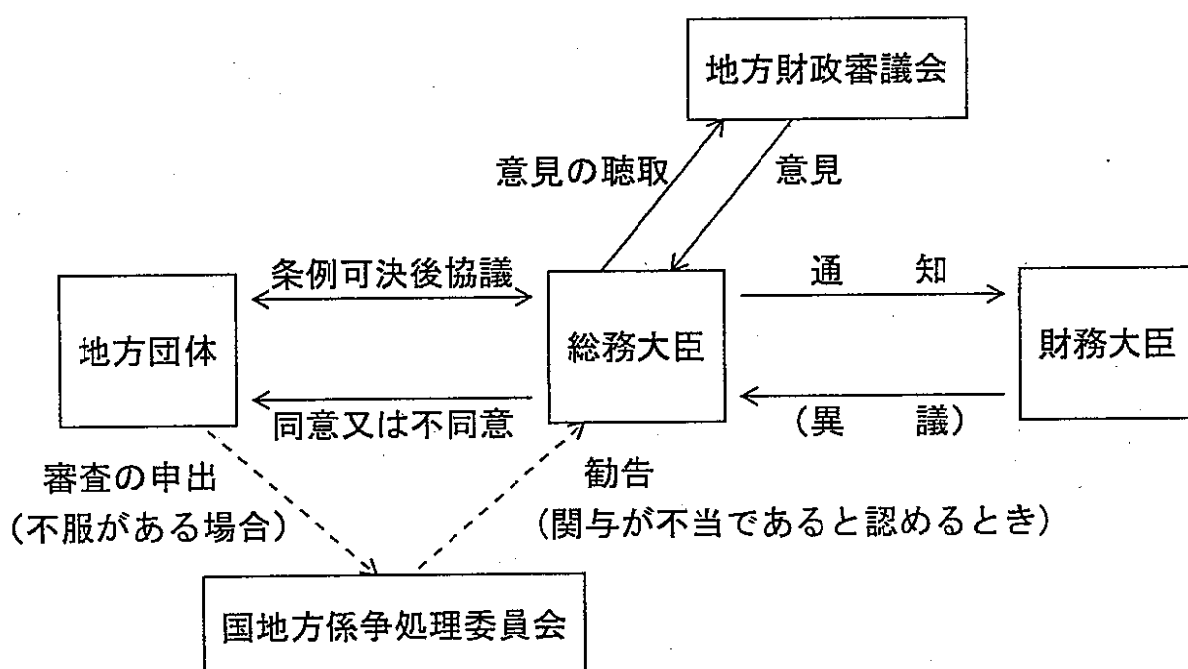
(注2) 固定資産税の税収額には、道府県分を含む。

地方分権一括法による課税自主権の尊重

法定外税の同意要件（法第261条、第671条、第733条）

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

のいずれかがあると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。



12年度法定外税収 238億円

<主な協議の状況>

			税収見込額 (億円)
・ <u>河口湖町、勝山村、足和田村（遊漁税）</u> …	平成13年3月30日	同意	0.5
・ <u>神奈川県（臨時特例企業税）</u> …	平成13年6月22日	同意	40.0
・ <u>横浜市（勝馬投票券発売税）</u> …	再協議中	平成13年8月7日 再開	
・ <u>三重県（産業廃棄物税）</u> …	平成13年9月28日	同意	4.1
・ <u>太宰府市（歴史と文化の環境税）</u> …	協議中	平成14年3月25日 開始	
・ <u>多治見市（一般廃棄物埋立税）</u> …	平成14年3月29日	同意	0.5
・ <u>東京都（宿泊税）</u> …	平成14年3月29日	同意	15.0

(注) 1. 下線の税目は、法定外目的税である。

2. 税収見込額は、同意時における平年度ベースである。

わが国税制の現状と課題（抄）
—21世紀に向けた国民の参加と選択—

平成12年7月14日 政府税制調査会

4. 地方分権と地方税財源の充実確保

(3) 地方税財源の充実確保についての基本的な考え方

① 地方財政における自主性の向上

(中 略)

現在、国と地方の歳出純計に占める地方の歳出の割合は約63%であるのに対し、租税総額に占める地方税の割合は約41%であり、地方の歳出規模と地方税収入には乖離があります。基本的に、この乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、地方税の充実確保を図る必要があります。

地方公共団体は、地域の事情が様々に異なる中で、住民の生活に身近で基礎的な行政サービスを広く担う必要があり、安定的な財政基盤を確立するためには、税源の偏在性が少なく、税收の安定性を備えた地方税体系が必要です。

(中 略)

② 地方税の充実確保と行財政改革の推進

地方税の充実確保を図る場合には、地方公共団体が自立的な行財政運営を行えるよう、国と地方の役割分担を踏まえつつ、国庫補助負担金の整理合理化や地方交付税の見直しを図るとともに、国と地方の税源配分のあり方について検討することが必要です。

このように、自主財源である地方税を充実し、国からの移転財源への依存度をできるだけ少なくすることに加えて、課税自主権を活用することにより、地方公共団体の財政面における自立度が高まり、福祉・教育、社会資本整備など様々な行政サービスによる受益と負担の対応関係のより一層の明確化が図られ、国・地方を通ずる行政改革や財政構造改革の推進にもつながるものと考えます。

(中 略)

③ 国・地方を通ずる行財政制度のあり方の検討

(中 略)

いずれにせよ、地方税財源の充実確保については、国の財政・税制と深く関わるものであり、国庫補助負担金や地方交付税を含めた国・地方を通ずる行財政制度のあり方を見直し、改革することが必要となります。しかし、現在のような危機的な財政状況の下では、国と地方の税源配分のあり方について見直しを行うことは現実的ではないことから、今後景気が本格的な回復軌道に乗った段階において、国・地方を通ずる財政構造改革の議論の一環として、取り組むのが適当であると考えます。当調査会としては、関係方面との連携を図りつつ、地方税の充実確保の方策について、具体的な検討を進めていくこととします。

平成 14 年度の税制改正に関する答申（抜粋）

平成 13 年 12 月 政府税制調査会

一 検討に当たっての視点

2. 最近の経済・財政状況等

(2) 地方財政の状況と地方税

地方財政は、借入金残高が累増し、個々の団体においても公債費をはじめとする義務的経費が増加するなど、極めて厳しい状況が続いている。地方公共団体の財政面における自己決定権と自己責任をより拡充することを基本とし、引き続き徹底した行財政改革に取り組み、事業規模の抑制に努め財政の健全化を進めることが求められている。

地方行財政の効率化を前提に自主財源を中心とした歳入基盤を確立し、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築するために、地方税の充実確保を図ることが重要である。その一環として、国と地方の役割分担を踏まえ、国庫補助負担金の整理・合理化や地方交付税のあり方の見直しと併せて、税源移譲を含め国と地方の税源配分について根本から見直しそのあり方を検討すべきである。その際、国・地方それぞれの財政事情や個々の自治体に与える影響を考慮に入れる必要がある。

構造改革と経済財政の中期展望(抜粋)

(平成14年1月25日 閣議決定)

3. 構造改革を中心とする経済財政政策の在り方

(3) 政府の在り方

(国と地方の役割分担)

地方分権を推進し、自立した国・地方関係を確立するという観点から、地方分権改革推進会議における調査審議を踏まえ、国と地方との役割分担の見直しに取り組む。

地方の自律性を高めるためには、地方行財政の効率化を前提に、自らの判断で使える財源を中心とした「自助と自律」にふさわしい歳入基盤を確立することが重要である。そうした観点から、地方税を充実確保することとし、国と地方の役割分担の見直しを踏まえつつ、国庫補助負担金の整理合理化や地方交付税の在り方の見直しとともに、税源移譲を含め国と地方の税源配分について根本から見直しその在り方を検討する。その際、国・地方それぞれの財政事情や個々の自治体に与える影響等を踏まえる必要がある。

(6) 地方行財政制度の改革

(国・地方の役割分担に応じた地方財源の在り方)

地方税については、地方行財政の効率化を前提に、自らの判断で使える財源を中心とした「自助と自律」にふさわしい歳入基盤を確立する観点から、その充実確保を図ることが重要である。このため、国・地方の財政健全化の取組みを進めつつ、先に「(国と地方の役割分担)」で述べた考え方にしたがって、地方の自立のために今後必要となる税財源を具体的にどのように確保していくのか引き続き検討する。また、地方税収の基盤となる経済力の発展や、サービス水準と負担を考えた税の水準について、各自治体の自主的な判断や努力が望まれる。

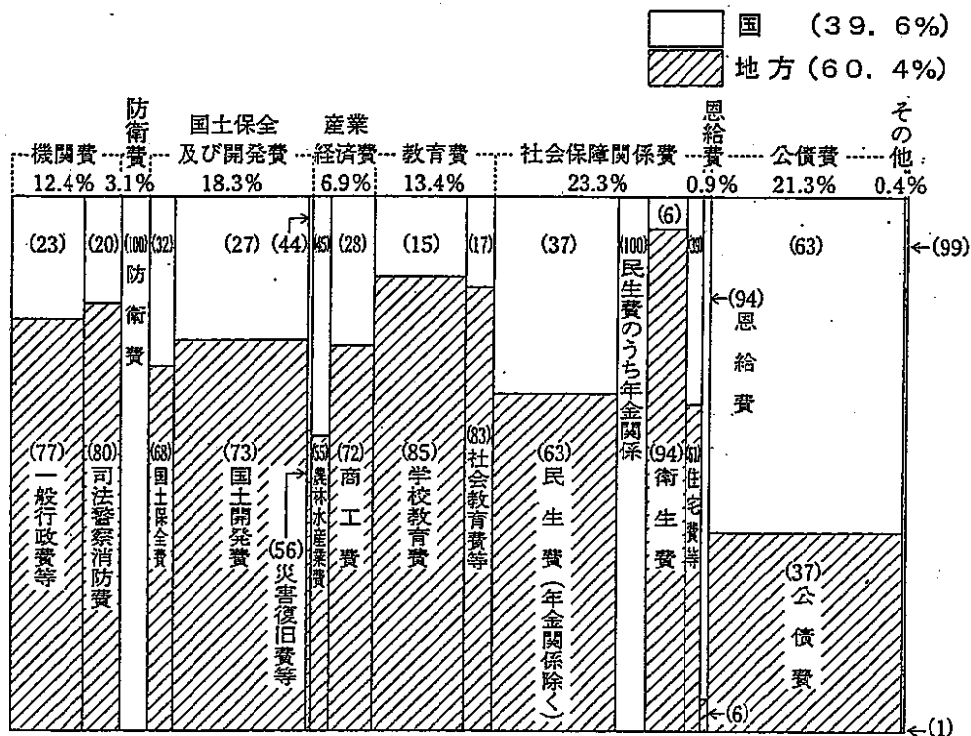
法人事業税の外形標準課税については、今後、各方面の意見を聞きながら検討を深め、具体案を得たうえで、景気の状態等も勘案しつつ、平成15年度税制改正を目途にその導入を図る。

地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3／5となっている。

○ 国と地方の役割分担（平成12年度）

＜ 歳出決算・最終支出ベース ＞



(注) ()内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合を示す。

(国：一般会計＋特定の特別会計、地方：普通会計)

(注) () 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合

国と地方との行政事務の分担

分野		公共資本	教育	福祉	その他
国		☐ 高速自動車道(指定区間) ☐ 国道(指定区間) ☐ 一級河川	☐ 大学 ☐ 私学助成(大学)	☐ 社会保険 ☐ 医療等 ☐ 医薬品許可免許	☐ 防衛 ☐ 外交 ☐ 通関
地方	都道府県	☐ 国道(その他) ☐ 都道府県道(指定区間) ☐ 二級河川 ☐ 港湾 ☐ 市街地 ☐ 公営住宅区域、調整区域	☐ 高等学校・特殊教育学校 ☐ 小・中学校教員の給与 ☐ 私学助成(幼～高) ☐ 公立大学(特定の県)	☐ 生活保護(町村の区域) ☐ 児童福祉 ☐ 保健所	☐ 警察 ☐ 職業訓練
	市町村	☐ 都市計画等 ☐ (用途地域、都市施設) ☐ 市町村道 ☐ 準用河川 ☐ 港湾 ☐ 公営住宅 ☐ 下水道	☐ 小・中学校 ☐ 幼稚園	☐ 生活保護(市の区域) ☐ 児童福祉 ☐ 国民健康保険 ☐ 介護保険 ☐ 上水道 ☐ 下水道 ☐ 保健所(特定の市)	☐ 戸籍基本台帳 ☐ 住民基本台帳 ☐ 消防

地方財政計画の歳出の分析

- 地方財政計画は、毎年度国の予算編成を受けて作成の上、閣議決定しているもの。
- 国庫補助関連事業（約26.7兆円）、国が法令等で基準を設定しているもの（警察官や高校教員数など）、国が法令でその実施を義務付けているもの（戸籍、保健所、ごみ処理など）が、地方一般歳出の大部分を占めている。

地方財政計画（平成14年度）87兆5,666億円

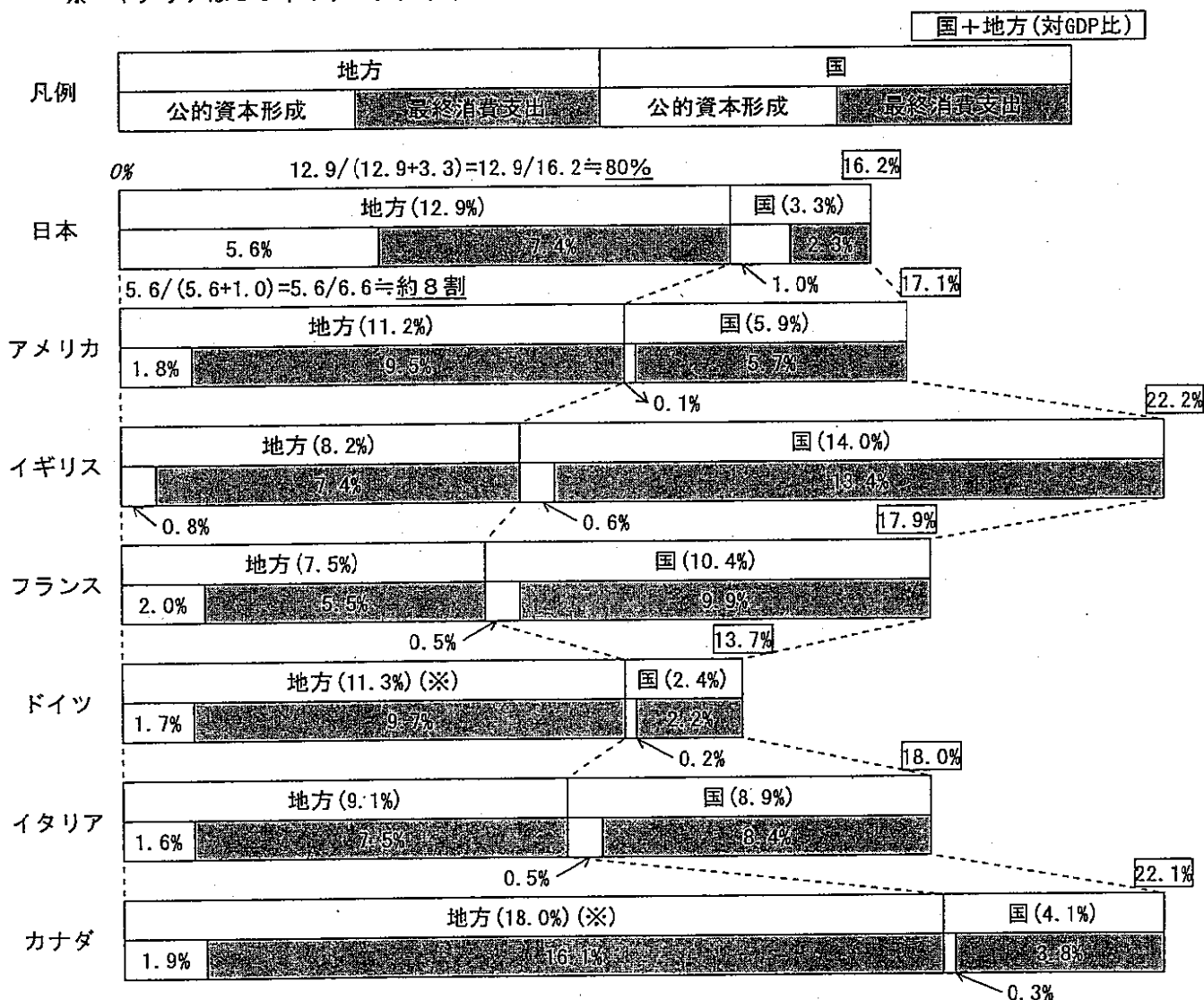
給与関係 経費 236,998	補助 68,689	国費 30,868	}	(単位：億円) 小中学校教職員等	
		地方費 37,821			
	地方単独 168,309	60,782 ←			警察官 24,562 消防職員 13,167 高校教職員 23,053
	戸籍等窓口、福祉事務 ごみ処理、給食センター 所、保健所、 ー 等 107,527				
一般行政 経費 208,068	補助 95,846	国費 44,956	}	生活保護、老人ホーム等の老人保護、 ホームヘルパー等の在宅福祉、 老人医療（一部公費負担）、 保育所等の児童保護 など	
		地方費 50,890			
	地方単独 112,222	国の公債、事業団への出資金等 5,506			ごみ処理、農業・商工業等貸付金、 保健所、義務教育諸学校運営費、 私学助成 など
		社会福祉系統 経費 42,185 そ の 他			
投資的 経費 245,985	直轄・補助 (公共事業等) 88,485	直轄事業負担金 11,389	}	地方道路整備臨時交付金事業 清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、 教育 など (注) その他には、いわゆる国庫補助事業の継ぎ足し単独 や補助事業を補完する事業等、国庫補助と密接に関連 する事業も含まれている。	
		国費 40,468			
	地方単独 157,500	地方費 36,628			各種五計 関連事業費 そ の 他
		13,548 ←			
公債費 134,314		利子補給金 3	}	下水道、病院等	
		地方費 134,311			
公営企業繰出金 32,177		企業債の元利償還に係るもの 22,033	}		
		上記以外 10,144			
そ の 他		18,124			

地方財政のウェートの国際比較

- OECD の統計によれば、国民経済計算上我が国の地方財政のGDPに対するウェートは12.9%であるが、社会保障基金を除く一般政府支出の80%を占めるなど地方財政がカナダやドイツといった連邦制の国に匹敵する重要な地位を占めている。
- また、日本は国民経済に占める公的資本形成のウェートは6.6%（国1.0%+地方5.6%）と高いが、地方団体はその約8割に相当する5.6%を執行しており、地方財政は地域における社会資本の整備に極めて大きな役割を果たしている。

一般政府支出（社会保障基金を除く。）の対GDP比の国際比較（1997）

※ イタリアは95年のデータ、イギリスは96年のデータ。



(参考)

- 1 「NATIONAL ACCOUNTS DETAILED TABLES 1960/1997 VOLUME II」(OECD)に基づき作成。
- 2 (※)は、「Local Government」と「State or Provincial Government」の計である。
- 3 公的資本形成とは、「Gross Fixed capital formation」と「Purchase of land, net」の計である。
- 4 端数処理のため、数値が一致しないことがある。

地方税の主な非課税等特別措置による減収額(8,260億円)の内訳(平成14年度ベース)

(単位:億円)

個人住民税 (30.4%) 2,510			法人住民税 (8.8%) 730	事業税 (21.2%) 1,750	固定資産税 (39.6%) 3,270
生命保険料 ・損害保険 料控除 (11.9%) 980	老人等マル優 (7.0%) 580	その他 (11.5%) 950	(8.8%) 730	事業税 (21.2%) 1,750	社会保険 診療報酬 の所得計 算の特例 (10.9%) 900
					(39.6%) 3,270

- (注) 1 老人等マル優については、平成15年1月から段階的に縮小し、障害者等マル優に改組される(平成18年1月)。
2 公共・公益法人等に係る不動産取得税及び固定資産税の非課税措置による減収額は含まれていない。
3 住宅・住宅用地に係る不動産取得税及び固定資産税の特例措置による減収額は含まれていない。